

高齢者福祉に関わる専門職等の皆さまへ

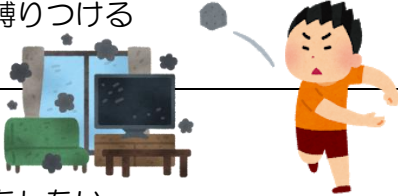



『もしかして虐待かも?』と思った時は、ためらわずに相談を!!

高齢者虐待とは、65歳以上の人に対する「養護者(※1)」または「養介護施設従事者等(※2)」が行う、以下のような行為をいいます。

※1 養護者とは... 現に高齢者を養護(食事や介護など何らかの世話)している家族、親族、同居人

※2 養介護施設従事者等とは... 養介護施設、養介護事業の業務に従事する者

このような行為が虐待にあたります

種類	具体的な例	高齢者虐待発見チェックリスト
身体的虐待 (暴力的な行為など)	<ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴る、つねる 本人に向けて物を投げつける 無理やり食事を口に入れる 体を縛りつける 	<input type="checkbox"/> 身体に小さな傷が頻繁にみられる <input type="checkbox"/> 回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある <input type="checkbox"/> 急に怯えたり、怖がったりする <input type="checkbox"/> 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある <input type="checkbox"/> 傷やあざの説明のつじつまが合わない
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクトなど)	 <ul style="list-style-type: none"> 世話をしない 病気の状態を放置する 同居人等による暴力などを放置する 	<input type="checkbox"/> 住居が極めて非衛生的で、異臭やゴミの散乱などがある <input type="checkbox"/> 寝具や衣類、身体が汚れたままの場合が多い <input type="checkbox"/> 病気の症状が明白なのに医師の診断を受けていない <input type="checkbox"/> 無気力感、あきらめ、投げやりな様子になる
心理的虐待 (暴言や無視など)	<ul style="list-style-type: none"> 怒鳴る 無視 嫌がらせ 子どものように扱う 	<input type="checkbox"/> 掻きむしりや噛み付き、ゆすり等がある <input type="checkbox"/> 怯えたり、わめいたり、泣いたり、叫んだりする <input type="checkbox"/> 食欲の変化が激しく、過食や拒食がある <input type="checkbox"/> 自傷行為がみられる <input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする
性的虐待 (わいせつな行為など)	<ul style="list-style-type: none"> 性的な嫌がらせ 裸にして放置する 人前でオムツ交換をする 	<input type="checkbox"/> 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる <input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血や傷がみられる <input type="checkbox"/> 通常的生活行動に不自然な変化がみられる <input type="checkbox"/> 怯えたり、怖がったり、人目を避け一人で過ごす
経済的虐待 (金銭の搾取など)	<ul style="list-style-type: none"> 生活費など必要な金銭を渡さない 入院費など必要な費用を支払わない 本人の金銭や資産を無断で使用する 	<input type="checkbox"/> 自由に使えるお金がないと訴える <input type="checkbox"/> お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない <input type="checkbox"/> 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい

高齢者虐待防止法には次のような定めがあります



専門職には虐待の早期発見に努める義務があります

高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

高齢者虐待の発見者には通報義務があります

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければなりません。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければなりません。

通報者や相談者を特定させる情報は漏らしません

市町村には、通報者や届出者を特定する情報について、守秘義務が課せられています。

こんなときはどうしたら？Q&A



Q1：本人が家族から暴力を受けるのを見てしまいましたが、本人から「誰にも言わないでほしい」と言われました。通報しても大丈夫でしょうか？通報したことが分かってしまって、本人との関係が崩れないか心配です。

A1：本人の了承を得ずに通報しても問題ありません。通報があったことを、そのまま本人に伝えたりせず、誰が通報したか分からないよう慎重に対応します。まずは、役場までご相談ください。



Q2：最近、近所のおばあちゃんの姿をあまり見かけなくなりました。その頃から、その家の方から怒鳴り声のような大きな声がよく聞こえてきます。虐待かどうか分からないけれど、通報しても大丈夫でしょうか？

A2：ためらわず相談してください。通報は虐待の事実があるかどうかは問いません。疑いの時点で相談いただくことで、虐待の防止・早期発見につながります。虐待の事実の確認は、役場の担当者が対応します。



【水巻町の高齢者虐待に関する通報窓口】

水巻町役場福祉課 包括支援係・高齢者支援係 Tel 093-201-4321